## 令和3年第12回

# 荒川区教育委員会定例会

令和3年6月25日 於)特別会議室

荒川区教育委員会

### 令和3年荒川区教育委員会第12回定例会

1	日	時	令和3年6月25日					午後1時30分		
2	場	所	特別会議室							
3	出席委員		教	育	長		高	梨	博	和
			委		員		長	島	啓	記
			委		員		坂	田	_	郎
			委		員		小	林	敦	子
4	欠席	委員	教育長	長職務代理	埋者		繁	田	雅	弘
5	出席職員		教	育部	長		Ξ	枝	直	樹
			教 育	総務課	長		Щ	形		実
			教 育	施設調	長		的	場		寛
			学	務課	長		菊	池	秀	幸
			指	尊 室	長		津	野	澄	人
			教育センター所長					、保	和	彦
			生 涯	学習調	長		青	谷	宗	彦
			ふるさ	と文化館学	芸員		野	尻	かま	33
			書		記		原	田	正	伸
			書		記		小	Ш	綾	_
			書		記		丸	田	恭	雅
			書		記		宮	島	弘	江

#### (1)審議事項

議案第19号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則及び幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議案第20号 旧千住製絨所煉瓦塀の荒川区登録文化財への登録について

#### (2)報告事項

- ア 令和3年度荒川区登録・指定文化財諮問(案)について
- イ 伝統工芸技術短期現場実習支援事業(ステップ1)について

#### (3)その他

教育長 定刻になりましたので、ただいまから、荒川区教育委員会令和3年第12回定例会を 開催いたします。

初めに、出席者数の御報告を申し上げます。本日、4名出席でございます。繁田委員につきましては、欠席との連絡を頂いてございます。

議事録の署名委員につきましては長島委員、小林委員、御両名にお願いたします。

3月26日開催の第6回定例会の議事録につきましては、前回の定例会にて配布し、この間、委員の皆様に御確認いただいたところでございます。

本日、特に御意見等がなければ承認とさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは承認といたします。

本日の議事日程に従いまして、ただいまから議事を進めさせていただきます。本日は、審議事項2件、報告事項2件となってございます。

初めに、議案第19号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則 及び幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について、教育総 務課長から説明がございます。

それでは、山形課長、お願いします。

教育総務課長 議案第19号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規 則及び幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。

提案理由でございます。区におけます押印省略に向けた取組に合わせまして、申請者の押印欄を削除するためでございます。主な改正内容でございます。幼稚園教育職員が使用する申請書、届出書等から申請者の押印欄を削除するものでございます。施行期日につきましては公布の日でございます。

1 枚おめくりいただいければと思います。具体例を示してございます。例 1 につきましては、週休日の振替命令簿が改正前のところは、右から二つ目のところに「職員印」、少し字が小さくて申し訳ありません。この部分が削除されています。

例 2 につきましては、氏名のところに印がございますけれども、この部分が削除されてございます。

3枚目が、具体的な施行規則の原案でございます。

4 枚目以降につきましては、今関連する帳票類をこちらの方に添付させていただいている ところでございます。

なお、私たち区の職員については、区長部局で規則改正を行うということでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長 ただいまの説明につきまして、御質疑がございましたらお願いいたします。よろしい でしょうか。

(「はい」の声)

教育長 ないようであれば質疑を終了します。

議案第19号について、御意見はございますでしょうか。

(「ありません」の声)

教育長 それでは、討論を終了いたします。

議案第19号について提案のとおり決定することに、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議ないものと認めます。議案第19号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等 に関する条例施行規則及び幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」は、原案のとおり決定といたします。

続きまして、議案第20号「旧千住製絨所煉瓦塀の荒川区登録文化財への登録について」 を議題といたします。青谷生涯学習課長、説明をお願いします。

生涯学習課長 議案第20号「旧千住製絨所煉瓦塀の荒川区登録文化財への登録について」で ございます。

提案理由でございます。荒川区文化財保護条例第4条及び第6条の規定により、荒川区登録文化財の登録を行うためでございます。内容としましては、荒川区登録文化財とすべきもの、種別、有形文化財、これは建造物でございます。名称が旧千住製絨所煉瓦塀。所有者等は東京都でございます。所在地につきましては、荒川区南千住六丁目42番でございます。

もう1枚おめくりください。令和3年度登録すべき文化財ということで、こちらの方に内容、又は登録理由・登録基準等詳細を書かせていただいております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長 内容について細かく説明していただけますか。

生涯学習課長 学芸員の方から説明をさせていただきます。

ふるさと文化館学芸員 学芸員の野尻が説明させていただきます。旧千住製絨所の煉瓦塀ですが、荒川工業高校の西側にある煉瓦塀になります。構造的にはイギリス積みという積み方をしておりまして、長さが88メートルございます。御存じのように明治12年に陸軍の軍服用の生地を作るための官営工場として創業されたもので、それを取り囲んでいた煉瓦塀の西側の一部について登録するものでございます。

煉瓦塀の年代につきましては未詳なのですが、明治43年から大正3年頃の建造物と推定

されております。当初の塀及び土塁を煉瓦塀に改築した時期の建造物と考えられております。 ただし、西門につきましては、大正13年、つまり関東大震災の後、非常時の避難路確保の ために新設されたもので、門柱は残念ながらモルタルが塗られておりまして、開口部はブロックで塞がれている状態ですが、門があったということはこれで分かります。

製絨所につきましては、日本の殖産興業、それから富国強兵政策による施設だということは御存じだと思いますが、国産の毛織物を本格的に製造する工場として嚆矢となりました。 軍服を作るだけではなくて、全国の工場の指導的な立場になっていたので、研究施設も中にございました。昭和24年に、大和毛織株式会社に払い下げられまして、その後、この工場が閉鎖し土地が分割売却されたときに東京都の所有になりました。そこに、都立荒川工業高校が建てられまして、現在も工業高校の塀として活用されているところでございます。

登録理由、登録基準については記載のとおりです。

生涯学習課長 平成18年に、荒川区文化財保護審議会でこちらは既に答申をもらっております。今回、都からは手続終了の連絡があったため登録を行うものでございます。

教育長 本件につきまして、御質疑ございましたらお願いいたします。

坂田委員 よろしいですか。質問は、この煉瓦塀はあの周辺にいくつか残っているのだと思う のですけれども、その中でここだけを選ばれた理由というのが一つ。それから、もう一つは 煉瓦塀ですので、強度とか保存ができているのかどうかということですけれども、その2点 についてお伺いしたいと思います。

ふるさと文化館学芸員 野尻からお答えさせていただきます。煉瓦塀につきましては区内のあちこちに点在しているところでございますけれども、南千住については千住製絨所の煉瓦塀が非常にいい状態で残っていたということでございます。ただし、東側の方の、今、ライフというスーパーが建っているところですね。そちらについては、スーパーの建築の隣に少し削った状態で保存してあります。

強度についてですが、ライフ側につきましては、寄贈され区の所有になっておりますので、 区が補強工事を行っています。もちろん、文化財の修理の方法を遵守しながらの補強工事で ございます。

荒川工業高校の方につきましては、実は、工業高校側から補強工事をしたいという申出が ございますので、今後、文化財保護審議会の先生に御相談しながら修理の方法を検討してい きます。

坂田委員 分かりました。

教育長 ライフの方は登録文化財になっているのですか。

ふるさと文化館学芸員はい。ライフの方は、区に煉瓦塀を寄贈していただいて、登録させて

いただきました。こちらにつきましては、東京都に同意を求める手続をしておりました。このたび、ようやく同意を得られたということで登録の審議にかけさせていただいたたわけでございます。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。

- 小林委員 よろしいでしょうか。せっかくの機会なのでぜひお伺いしたいと思います。1点目は、これは今までも登録されていたけれども、手続終了ということで、その継続的な意味というのかということが1点目。あと、こういった近代遺産というか産業遺産というのはいろいると全国各地にあると思うのです。長崎などにもたくさんあるかと思うのですけど、やはりそういったものと同じように非常に重要と考えてもよろしいのですか。
- ふるさと文化館学芸員 千住製絨所につきましては官営工場ということで、しかも、明治 1 2 年という早い段階で作られたものでございます。富岡の製紙工場と対比させて絹の富岡、ウールの千住といわれているような工場なのですが、残念ながら、工場本体の方が解体されてしまいましたので煉瓦塀だけが残っております。しかし、国の産業、又は当時の殖産興業の政策等を支える役割を果たしてきたことから考えますと、煉瓦塀だけでも十分に価値があると考えております。

先ほどのもう一つの点ですけれども、文化財が煉瓦塀のような広域にわたるとき、所有者が幾つかに分かれることがございます。この場合は、東のライフ側の所有者と、それから西の東京都と所有者が二つに分かれておりますので、それぞれから同意を頂いた上で登録をするという制度になっております。東京都に関しては、同意を得るまでに手続に時間がかかったということでございます。

小林委員 分かりました、ありがとうございます。

教育長 長島委員、いかがでしょうか。

- 長島委員 手続に時間がかかったということをお聞きしたかったのですけれども、都の方がど うかということなのでしょうね。
- ふるさと文化館学芸員 荒川工業高校は、工業に関する授業を行っている学校でございまして、 煉瓦塀につきましては、学生にとってもとても重要な遺跡だと認識されていたかと思います。 かつて、荒川工業の先生が、製絨所の歴史や煉瓦塀の保護の本を出版されたりしていまし たので、生徒さんたちも煉瓦塀の歴史的な価値についてはよく御存じだったのではないかと 思います。
- 教育長 私からも何点かお聞きします。旧帝国ホテルの建物に使われていた煉瓦が大変貴重な物だという報道を見たことがありますが、この煉瓦塀の煉瓦そのものについての製造過程は分かっているのですかというのが1点。

加えて、今後、荒川工業で煉瓦塀を耐震補強するということですけど、その際に、モルタルを塗られてしまったりブロックで塞がれてしまったりした門柱の開口部について、荒川区有形文化財にしたのだから、多少なりとも元に戻すということもやってもらえないのかという質問です。以上2点どうでしょうか。

ふるさと文化館学芸員 まず、煉瓦塀の煉瓦についてですけれども、煉瓦には製造元のスタン プというかマークがついている場合がございまして、そのマークによってどこで製造した煉 瓦だということが分かる場合があります。

千住製絨所の場合は小菅の今、東京拘置所のところにあった、煉瓦工場のものが含まれているということは分かっております。全体がどこから来たのかというのはちょっと分かり兼ねるところもございます。尾久の荒川遊園の煉瓦塀の場合も同じでして、スタンプがあるものはどこの製造かということが分かります。尾久の煉瓦工場でできたかといえばそうではなくて、いろいろなところの煉瓦が使われていることが分かっています。

モルタルについては、東京都に御相談してなのですけれども、恐らくそこの門が開いてしまうと、学校の管理上問題があるため塞がっていた可能性があると思いますので、審議会の 先生方と御相談しながら進めていきたいと考えております。

教育長 ほかによろしいでしょうか。

ないようであれば質疑を終了します。

議案第20号につきまして、御意見ございますでしょうか。

(「ありません」の声)

教育長 討論を終了いたします。

議案第20号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。 (「異議なし」の声)

教育長 議案第20号「旧千住製絨所煉瓦塀の荒川区登録文化財への登録について」につきま しては、原案のとおり決定といたします。

続きまして、報告事項に移ります。

初めに、報告事項ア「令和3年度荒川区登録・指定文化財諮問(案)について」を議題といたします。これも青谷課長、説明をお願いします。

生涯学習課長 「令和3年度荒川区登録・指定文化財諮問(案)について」でございます。令和3年度荒川区登録・指定文化財候補につきまして、荒川区文化財保護審議会へ諮問するものでございます。

審議会の日時につきましては、令和3年6月30日の10時となっております。

諮問事項でございます。( 1)荒川区登録文化財について。2件ございまして、1件目が、

有形文化財、建造物、石浜神社本殿。所有者につきましては石浜神社。場所は南千住三丁目 28番58号でございます。

2件目が、無形文化財、工芸技術、指物。所有者等が井上健志様。所在地が東日暮里四丁 目18番5号でございます。

(2) 荒川区指定文化財でございます。こちらも2件ございまして、1件目が有形文化財、 歴史資料、彰義隊関係記念碑群、所有者等が円通寺でございます。所在地が南千住一丁目5 9番11号でございます。

2件目が、無形文化財、工芸技術、鍛金。所有者等が福士豊二様。所在地等が東日暮里四 丁目26番10号でございます。

また、2枚目からの諮問候補の説明につきましては、学芸員から行わせていただきます。 ふるさと文化館学芸員 それでは、学芸員の方から説明をさせていただきます。合わせて写真 も添付してございますのでそちらも御覧ください。

まず登録文化財の候補でございます。有形文化財、建造物、石浜神社本殿。所有者等は標記のとおりでございます。内容につきまして、これは昭和12年に竣工されたもので、木造の神明造りという形でございます。設計は伊東忠太。伊東忠太というのは、元東京帝国大学の教授で、日本及び東洋建築史の学問的体系を樹立した先生でございます。内務技師をしておりまして、古社寺保存会委員、国宝保存会委員として、全国の神社の造営、それから、文化財の保存に尽力した方として知られています。

例えば、平安神宮、1895年の建築、それから、明治神宮、1920年の建築、それから、ちょっと変わった形の寺院建築ですけれども、1934年の築地本願寺があります。こういったものを設計した先生です。

荒川区内の事例におきましては、ふるさと文化館の前に移築しました橋本左内の墓、旧墓 套堂ですね。こちらの監修者として歴史学者の黒板勝美のお2人が監修者として関わってい ます。

石浜神社は、昭和63年スーパー堤防の建設に伴って、神社の境内そのものが今の現在地に移転しております。その際に、この本殿も曳家で移動させています。写真を見ていただきたいのですが、これは古い写真でまだ本殿の前に拝殿がない状態です、今はこの状態では見られません。神明づくりというお伊勢さんと同じ建築様式を取っております。

以上が、石浜神社の説明になります。

続きまして、無形文化財、工芸技術、指物です。東日暮里四丁目にお住まいの井上健志さんでございます。今年で50歳になられます。祖父の井上猪治さんが、お亡くなりになりましたけれども指定無形文化財保持者でした。父の喜夫さんも指定無形文化財の保持者でござ

いまして、これに続く3代目の指物の職人になります。高校卒業後に、おじい様とお父様の下で修業を積みまして、今は主に鏡台ですとか文机などの指物を手がけています。平成16年度に、伝統工芸士に認定されています。このような3代目の指物師、井上さんを登録したいということでございます。

続きまして、指定文化財ですが、有形文化財、歴史資料、彰義隊関係記念碑群。こちら南 千住一丁目にあります円通寺の境内に並んでいるものでございます。旧幕臣によって建立さ れた石造物群37基、彰義隊といいますと、今大河ドラマでちょうど渋沢栄一を扱っていて 幕末から明治期に移行するところを描いているところですが、渋沢栄一のいとこ、渋沢成一郎、これが彰義隊の頭取として最初に彰義隊を立ち上げた人になります。

そういった大河ドラマも放映されている年度ですし、区民の関心も高まるということで、 こちらの彰義隊関係記念碑群を、今年度の指定の候補にさせていただければと思っておりま す。

円通寺につきましては、慶応4年、上野戦争、本当に今頃ですけれども、彰義隊士が官軍と上野で戦争を行い、敗戦しました。その遺体が放置されていたのですが、円通寺の住職がこれを供養したという関係を持っております。彰義隊のみならず、旧幕府方の戦死者も供養するようになりまして、例年執行された円通寺での法要、これに伴い建立されたものではないかと考えております。制作年代につきましては、明治11年から昭和10年のうち、3分の1につきましては、上野戦争がありました彰義隊士の命日に当たる5月に造立されております。平成21年度登録文化財になりました。

続きまして、無形文化財、工芸技術、鍛金です。東日暮里四丁目にお住まいの福士豊二さんでございます。今年で77歳になります。福士さんは青森県出身でして、昭和34年に上京しまして叔父の下で修業をしておりました。叔父は、東京銀器の祖といわれている平田派の流れを汲む職人さんでございます。平成5年からは人間国宝の奥山峰石、この方の下で打込象嵌という技法を修得しております。写真を見ていただきたいのですけれども、福士さんの右側に作品があります。その模様がついていますが、別の金属を銀器に打ち込む打込象嵌という技法による模様です。こちらの技術を奥山先生から学んだということでございます。鍛金の技術で、銀製品を中心に、優勝カップや酒器、花器などを製作しております。平成29年度瑞宝単光章労働部門を受賞しています。平成24年度に登録文化財となりました。以上が、登録指定文化財諮問の関係の説明になります。

教育長 ただいまの説明につきまして、先生方、御意見、御質問等ございましたらお願いいた します。いかがでしょうか。

小林委員 質問、意見ということではないのですけれども、この伊東忠太、大変に著名な方で、

この橋本左内の墓套堂も監修者というのでちょっとびっくりしました。

ふるさと文化館学芸員 調べていたところ、設計は清水建設の若い技師なのですが、新しい技法で伝統的な建造物を作るということで、歴史的な人物、橋本左内に関する建造物でもありますし、有名な建築家の伊東忠太、それから歴史学者の黒板勝美先生がこれに関わって指導したということが分かりました。

小林委員 ありがとうございます。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。青谷課長と野尻さんにお願いなのですけれども、荒川 区にはすばらしい文化財が幾つもあって今回も御報告いただいているのですけど、教育委員 の先生方に、機会があったらぜひ御覧になっていただくというのもよいのではないでしょう か。ふるさと文化館の企画展を御覧になっていただくのも大変ありがたいのですけれども、 それと合わせて、こういった荒川区の文化財についても諮問、答申の御意見を頂く、若しく は御報告をさせていただくだけではなくて、今度、御報告をするものについて実際に御覧に なっていただくのも、大変有意義なことではないかと思います。

本日は、報告ということで先生方も御了承いただけると思うのですけど、今、なかなか子どもたちの授業の様子を見ていただく機会が作れないので、文化財なら3密になるということもないから、こういったものについてぜひ御視察いただいたり、若しくは、視察先で御説明もしていただく機会を設定していただければと思いますので、お願いします。

- 坂田委員 確かにこの石浜神社とか、幾つも文化財が集まっているところがありますので。
- ふるさと文化館学芸員 そうですね。今回の案件の所有者は文化財をたくさん持っております ので。
- 教育長 この点については、事務局と生涯学習課とで調整させていただいて、折を見て御視察 いただく機会を設けさせていただければと思ってございます。
- 長島委員 一つよろしいですか。今回、工芸技術の指物で、井上さんという方が登録文化財候補となっていますけれども、この工芸技術の件で、井上さんのところに日本伝統工芸士認定と書いてあります。工芸技術の分野で資格といったら変ですけど、あるところまでいったらこうだというのが文化財として登録されるとか、あるいは無形文化財になるとかで何かあるのですか。ただ指物とか鍛金とかでやっぱり違うとか、そこら辺はどうなっているのでしょうか、ちょっと教えてください。
- ふるさと文化館学芸員 業種につきましては、国の文化財保護法に規定されている業種にまず 準拠していることと、それから、それについてはしないまでも古くからの技術で作られた生 活に根差したような工芸品についても文化財にしてきたところでございます。

基準ですけれども、この伝統工芸士認定というのは今回の基準ではなくて、経歴の中に入

っていたものでして、大体50歳くらい、要するに、大体30年くらいのキャリアが登録に は必要で、登録の候補者は出ているところでございます。今回ですと、高校を卒業して約3 0年間は技を極めた方ということです。

長島委員 その30年間の間に、井上さんは伝統工芸士と認定されていたし、そうじゃない人 もいたということですよね。

ふるさと文化館学芸員 もちろんそうです。伝統工芸士につきましては、通産大臣から伝統的 工芸品に指定された工芸品の一つ、指物を手掛ける組合が基礎になっていて、試験により選 ばれています。組合がない業種などもございますので、伝統工芸士だけが基準になっている わけではないということです。

教育長 長島委員、よろしいでしょうか。

長島委員 はい。

教育長 続きまして報告事項イ「伝統工芸技術短期現場実習支援事業(ステップ1)について」 を議題といたします。青谷課長、説明をお願いします。

生涯学習課長 「伝統工芸技術短期現場実習支援事業(ステップ1)について」でございます。 令和3年度伝統工芸技術継承者育成支援事業における現場実習受入者が決定いたしましたので、現場実習者の募集を実施するものでございます。

このステップ1についてでございます。内容につきましては、伝統工芸技術保持者が伝統 工芸技術の修得を希望する者を受け入れ、短期間の現場実習を実施し、継承者となることの 意思の確認及び素質の検証を行うものでございます。

支援内容としましては、保持者の指導料として、日額5,000円を支給いたします。また、実習者への研修手当として、保持者を通じて日額3,000円を支給いたします。

2番、現場実習受入者。こちらは、伝統工芸技術保持者でございます。3人いらっしゃいまして、すべて荒川区伝統工芸技術保存会の会員の皆様でございます。まず、彫金、田村尚子さん。額縁、吉田一司さん。木版画堀、朝香元晴さんでございます。

3番、現場実習者の募集方法でございます。7月下旬から9月30日を予定しておりまして、周知方法として区報や区のホームページ、SNS等を活用します。

4番の支援事業の状況でございますが、弟子入りの修業中が3名いらっしゃいます。保持者と継承者、開始年月をそれぞれ説明いたしますが、1人目は関岡裕介さん、木版画彫。継承者が阿部紗弓さん、平成28年1月から開始しております。

2人目が畠山弘さん、七宝でございます。継承者は畠山佳奈さん、平成30年4月から開始しております。

3人目が長澤利久さん、鍛金でございます。継承者は熊木花帆さん、令和2年1月から開

始しております。

関岡さんと長澤さんがステップ1を経て弟子入りしたものでございまして、畠山さんはステップ2から開始した方でございます。

今後の予定としましては、令和3年10月に受入保持者・事務局による書類選考を行いまして、11月に面接を実施・現場実習者を決定いたします。また、翌年1月から3月でステップ1の現場実習を実施いたします。

裏面を御覧ください。裏面には伝統工芸育成支援事業の概要と研修修了者を記載してございます。ステップ1で3カ月間の現場実習を行います。ステップ2では、将来性のある者を対象として3年間にわたって育成を支援してまいります。ステップ3で、若手職人の作品展示会を行います。

研修修了者は記載のとおりですが、全部で16名いらっしゃいます。

雑駁ではございますが、説明は以上でございます。よろしくお願いします。

教育長 本件につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

坂田委員 吉田さんは、既に2人育てておられて、3人目を育成しようと、そういうお考えということですか。

ふるさと文化館学芸員 はい、3人目も育てていたのですけれども、青年海外協力隊に合格したということで、今、休止中です。

坂田委員 なるほど。

ふるさと文化館学芸員 ちょっとまだ出発できないようなのですけれども、吉田さんのところ は木地を作ること、それから塗りなどの仕上げまとめと分業制になっておりますので、木地 を作る技術をぜひもう1人育てたいということでエントリーされました。

坂田委員 なるほど。残りの2人は今回初めてなのですか。

ふるさと文化館学芸員 田村さんにつきましては、実は、昨年も募集しましたけれども、該当者がいなかったので、もう一度エントリーしたいという御希望でございます。朝香さんにつきましては、昨年度、荒川区の方に越してこられまして、それでこの制度を利用したいといった内容でございます。

坂田委員 分かりました。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

この7月から9月30日にかけての募集期間で、多くの方々が応募してくださることを心から期待させていただきます。

予定しておりました事項は以上ですが、事務局から連絡事項はありますでしょうか。 教育総務課長 教育委員会の日程の欄を御覧いただければと思います。市町村教育委員研究協 議会につきましては、昨年度、小林委員が参加されました。今年度については、現在中止となっています。ただ、オンラインの方向も含めて検討中でございますので、開催するようであれば、また御案内をしたいと思います。以上でございます。

教育長 それでは、以上をもちまして、教育委員会令和3年第12回定例会を閉会といたします。

了